

総務委員会会議録

- 1 期 日 平成25年3月13日(水)～14日(木)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 13日 午前10時43分～午後5時07分
- 4 閉会時刻 14日 午前9時27分～午前11時45分

- 5 出席者
- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 松井 俊二 | 副委員長 | 鈴木 久男 |
| 委員 | 高木 敏男 | 委員 | 内藤 澄夫 |
| 〃 | 大庭 博雄 | 〃 | 柴田 正美 |
| 〃 | 山崎 恒男 | 〃 | 中上 禮一 |

(当局側) 市長、総務部長、企画政策部長、企画政策部付参与、危機管理部長、議会事務局長、水道部長、消防長、南部事務局長、所管課長

(事務局) 議事調査係 平尾泉美

6 審査事項

- ・議案第1号 平成25年度掛川市一般会計予算について
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第1款 議会費
 - 第2款 総務費(第1項32目のうち所管部分)
 - 第6款 農林水産業費(第1項2目のうち所管部分・第3項2目)
 - 第8款 土木費(第3項4目のうち所管部分・第4項5目のうち所管部分・6目・7目)
 - 第9款 消防費
 - 第12款 公債費
 - 第13款 予備費
 - 第2条 債務負担行為
 - 第3条 地方債
 - 第4条 一時借入金
 - 第5条 歳出予算の流用
- ・議案第5号 平成25年度掛川市公共用地取得特別会計予算について
- ・議案第7号 平成25年度掛川市簡易水道特別会計予算について
- ・議案第11号 平成25年度上西郷財産区特別会計予算について
- ・議案第12号 平成25年度桜木財産区特別会計予算について
- ・議案第13号 平成25年度東山財産区特別会計予算について
- ・議案第14号 平成25年度佐束財産区特別会計予算について
- ・議案第16号 平成25年度掛川市水道事業会計予算について
- ・議案第22号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ・議案第23号 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- ・議案第24号 掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

- ・議案第25号 掛川市職員定数条例の一部改正について
- ・議案第26号 掛川市都市公園条例の一部改正について
- ・議案第35号 掛川市簡易水道条例の一部改正について
- ・議案第36号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- ・議案第46号 中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会規約の変更について
- ・議案第47号 掛川市外3組合公平委員会共同設置規約の変更について
- ・議案第55号 平成24年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第13款 予備費
 - 第2条 繰越明許費の補正
 - 第3条 地方債の補正
- ・議案第56号 平成25年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第8款 土木費（第4項7目）
 - 第13款 予備費
 - 第2条 地方債の補正
- ・閉会中継続調査の申し出事項 9項目で了承

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成25年 3月14日

市議会議長 大石 與志登 様

総務委員長 松 井 俊 二

7-1 会議の概要

平成25年3月13日（水）午前 10時43分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

[10:43 ~17:08]

[10:45 ~16:12]

①議案第1号 平成25年度掛川市一般会計予算について

・議案第1号 平成25年度掛川市一般会計予算について

第1条 歳入歳出予算

歳入中 所管部分

歳出中 第1款 議会費

第2款 総務費（第1項32目のうち所管部分）

第6款 農林水産業費（第1項2目のうち所管部分・第3項2目）

第8款 土木費（第3項4目のうち所管部分・第4項5目のうち所管部分・6目・7目）

第9款 消防費

第12款 公債費

第13款 予備費

第2条 債務負担行為

第3条 地方債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

歳入第2款 第10款 第11款 第15款 第16款 第18款 第19款 第20款 第21款

歳出第2款総務費 第12款公債費 第13款予備費

[財政課、説明 10:45 ~ 10:59]

[質 疑 11:00 ~11:02]

○柴田正美委員

臨時財政対策債について沢山すると経常収支比率が、下がってしまうということか。

●高川財政課長

経常収支比率算定の際には、臨時財政対策債は経常一般財源として分母の方に入るのでこの起債を沢山借りれば、結果的に経常収支比率は下がる。

○柴田正美委員

何パーセント位影響するのか。

●高川財政課長

当初予算の段階では、経常収支比率の試算は特にしていない。経常経費と臨時的な経費を分析した上で算出をしている。25年度予算ベースでは数字がでない。ちなみに、23年度決算

では、経常収支比率は82.2パーセント。その時の臨時財政対策債が22億 800万円です。今回の発行額に近い。臨時財政対策債がもしなかった場合、23年度の経常収支比率が89.7パーセント、7.5ポイントの影響があった。

○柴田正美委員
両方表示している訳か。

●高川財政課長
決算カードには両方掲示している。

○松井俊二委員長
以上で質疑を終了する。

第1款 議会費

[議会事務局、説明 11:03 ~11:04]

[質 疑 11:04 ~ 11:10]

○柴田正美委員
費用弁償廃止にしたが、なぜ計上しているか。

●鈴木事務局長
費用弁償については、地方自治法第203条第3項及び第4項の規定に基きまして掛川市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例によって必要な事項を定めているわけだが、前回の費用弁償の廃止については、議会へ来た時の日当1,500円を廃止したわけですが、これに載っている費用弁償については、常任委員会などの視察等の費用弁償である。条例に基いた費用弁償である。

○柴田正美委員
1日いくらか。半日と1日。

●鈴木事務局長
詳細は、主幹がお答えします。

●石山主幹
半日当で、1,650円1日で3,300円。旅費等の日当になる。会議に出たときの費用弁償ではなく出張した際の日当とご理解いただきたい。

○柴田正美委員
これは、また議運等で議論する課題ということで理解して良いか。

●鈴木事務局長
皆さんで議論していただければ良いと思う。

○柴田正美委員
もう1点、海外研修補助金 2分の1で上限20万円というのがあるが、議員研修補助金 100万円が良いか。

●鈴木事務局長
そのとおりである。

○柴田正美委員
要綱をみると一緒に同行する人が、援助を受けている場合初めて執行できるとなっているが、それで間違いはないか。

●鈴木事務局長

交付条件が、要綱に定められているが要綱にはそうは記載されていない。

●石山主幹

研修補助金交付要綱内規の他の参加者にも市等の交通費、宿泊費、保険費等に要する経費補助があった場合に議員に対しても補助できるという事である。

○柴田正美委員

中山課長にお聞きしたら、韓国ヘンソン郡に行った方は自費で行ったとのこと。その時の執行はどうだったのか。

●鈴木事務局長

詳細を調べて報告する。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

歳入14款 第15款 第16款 第20款

歳出第2款総務費

〔行政課、説明 11:11 ~ 11:21 〕

〔質 疑 11:21 ~ 11:45 〕

○柴田正美委員

情報開示は36件・6件は全部開示ということでよろしいか。

●平出行政課長

36件の内全部開示が25件、部分開示 9件、不開示 2件、不開示については、文書が存在しないということである。

個人情報開示 6件の内、全部開示 1件、部分開示 4件、不開示が 1件、こちらの 1件も文書不存在という事になる。

○柴田正美委員

144頁に職員人間ドック委託料 800万円あるが、市民ならば今まで 2万円だったのが市長になってから 1万円になって、それとは別の援助があるのか。

●平出行政課長

これは、23年度までは職員互助会へ委託をしていた事業だったが、24年度から事業主負担ということになりこの会計で予算措置をさせていただいている。概ね一人11,000円である。健康診断か人間ドックどちらかを全員受診するように、という事で健康管理指導をしている。

○柴田正美委員

市民よりさらに11,000円の援助があるという事か。

●平出行政課長

事業主負担という中で健康診断あるいはドックどちらか職員に選択させているということ。重複して出しているものではない。

○高木敏男委員

174頁 180頁の公平委員会委員の給与、選挙管理委員会と違いがある。公平委員会は 3人で、一人当たりの金額が違うが。

●平出行政課長

まず、公平委員会委員の方の報酬だが、会議 1回につき委員長 7,500円、委員 7,000円、た

だし 3時間を超えない場合は、半額となる。選挙管理委員会委員の方については、月額の設定制となっている。以前からこのかたちである。

○高木敏男委員

1回も会議を開かなくても毎月給与が貰えるのか。

●平出行政課長

月額ですので、無い場合にはそういう事もあるが、ほとんど毎月のように会議等お世話をいただいている。

○柴田正美委員

144頁市長退職手当。 1,836万 6千円この算式を伺う。

●平出行政課長

市長給与×(かける) 4年(48ヶ月)×42/100 計算式としている。

○山崎恒男委員

144頁人材育成費派遣研修費と特別研修費の内容を教えて欲しい。

●平出行政課長

担当主幹から説明する。

●大石主幹

特別研修は県内等の研修を中心に行っている。人事考課研修、課長・部長対象にした評価者研修、非評価者研修ということで直接評価を受ける側の研修、メンタルヘルス、接遇研修を行っている。今年度は、新規研修として、ヒューマンエラー研修で事務ミス等の防止研修を行う予定。

派遣研修は、基本的には県外、滋賀県、千葉県にある、市町村アカデミー、国際文化アカデミーに1週間程度研修で送り出している。職員能力を高めるという形で計画を組んでいる。

○松井俊二委員長

休職の職員1名の休職期間中の給与はどうなっているのか。

●平出行政課長

休職後、1年間は8割支給、3年まで休職可能。残り2年は無給である。

○内藤澄夫委員

病気休暇がいるが、うつ病で命を絶つ人もいる。

上司から何か言われるとうつになってしまう等聞くがその点はどうか。

●平出行政課長

当市の場合は、命をたつ者はいない。休職中の者に対しても2~3カ月に一度は、来ていただいて話をしてこちらから声かけ等している。24年度32件32人のものが、メンタルヘルスの相談をしたとお答えしたが、実質16名。昨年と比べると10件以上増えている。一回だけでなく定期的に相談したほうが良いと指導している。

23年度は、休職者4名、24年度は1名となっている。メンタルヘルスラインケアは担当係長が研修に参加してもらっている。

○内藤澄夫委員

浜松、磐田、袋井どこにでもある話だが、私の知り合いは、うつになって1カ月で亡くなっている。専門の担当がいてもよいのではないか。

●川隅総務部長

日々、管理職には常に職員の行動を見てもらう事、面接も自己申告も含めて年3回は義務付けている。メンタルヘルス相談、全体の職員には特別研修の中でメンタル研修を行う。ケアも

丁寧にやっている。不幸な事態にならないように努力している。

○内藤澄夫委員

アフターのできる職員配置はどうか。

●川隅総務部長

庁内に、職員で、保健師、看護師資格を持っているものがいるので必要に応じて、そういう力を借りる事もある。課の中で課長、主幹、係長がコミュニケーションを心がけて行く。庁内の色々な能力を活用していきたい。

○内藤澄夫委員

うつという病気が年々増加している。今後の課題として考えていただきたい。

○高木敏男委員

マニュアルはあるのか。

●大石主幹

平成23年からメンタル冊子を主査以上の職員に配布している。職員に調子が悪い者がいれば職員係でも指導し、係長、主幹、課長、部長が統一して指導ができる体制をとっている。付け加えると保健師にも相談をする方もいる。その情報が職員係へ吸いあがってきてメンタル相談の先生との連携をとる事している。

●松井三郎市長

職場の中での会話が少なく、個人でパソコン画面を見ながら仕事が出来るという事で、コミュニケーションがなかなか昔のように上手くいっていないことがあって、上司に相談するにも決裁は、パソコンメールでやりパソコンメールで返事がくる。職員が心配事があった時、逆に相談が出来にくいような状況にあるのではないかと。職場内研修オン・ザ・ジョブ・トレーニングをしっかりと上司が部下に言う会話がないう。マニュアルはあるが、職場内の組織としてどういうふうな形で対応するかというのは、改めて検討させていただきたい。

うつ病になったら、病院へ、兆候があったら病院へ行って薬を飲む。躁鬱は薬を飲めばかなり改善される。県職員時に部下が、そういう状況に陥ったことがあったので、睡眠がとれずに判断力が誤って死に至るといことなので薬を飲む。これから増えていく可能性が多いので対応をしっかりしていきたい。

○鈴木久男委員

2年ほど前、不幸な出来事があった。2～3年騙し騙し指導をしていたが、職員が最後には、警察事件になって窃盗容疑で懲戒免職となった。退職金を得られず人生を棒に振る。そうした場合もマニュアルをやっているが、ある程度適正検査をして、職員として、将来共に維持できない人たちには肩たたきをしてあげた方が親切心があるのではないかと。

●川隅総務部長

今、勧奨退職の運用をしていないが、今後検討していかなければいけない。

自己申告制度をやっているの、尊重して本人の希望するところへ配置する。すべてが希望どおりに行くかどうかは別として。できるだけ管理職が本人とよく面接をすることをしている。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

歳入第13款 第15款 第16款 第20款

歳出第2款総務費

[管財課、説明 11:45 ～ 11:57]

[質 疑 11:57 ～ 12:12]

○内藤澄夫委員

152頁議場カメラ整備リース料は、一年のリース料なのか。5年契約なら毎年これだけの金

額がかかるのか。高いのではないか。毎回調整するのか、月30万ほどかかることになるが高いのでは。メンテナンスはどうなのか。

●小林管財課長

単純にカメラ、マイクの調整だけではなくシステムを含む、装置全体が対象で大規模なものであることから高額となる。期間は5年間のリースとなっている。

●杉村財産管理係長

現在の予算については、見積りの段階。今後、予算がとおり次第、入札を執行し、落札した金額で5年間のリースとなる。この予算金額からは入札によりリース料の金額は落ちてくるような形となる。

○内藤澄夫委員

446万 1千円の積算根拠は。

●杉村財産管理係長

業者からの見積もりを集めているので内訳の金額も揃っている。

カメラなどに係るシステム全部を入れ替えることになり、個々の材料費と設置費、年間の維持管理費と、リースの利息が加わってくる。

○内藤澄夫委員

何社の見積りか。

●杉村財産管理係長

予算の段階では1社。入札については、複数社で入札をかける予定である。

●小林管財課長

見積りの内容は、庁舎建設の設計図に基いて整理をした。発注をかける段階では、複数社として競争の原理に基いた執行となる。

○内藤澄夫委員

音響等に携わった会社に見積もりを取ったと理解する。今後、カメラに映してテープに保存するという仕組みで440万円は高いのではないか。より多くの業者に参加してもらった方がよいのではないか。

○山崎恒男委員

154頁掛川幼稚園の解体費はどこに入っているのか。財産管理費か。

●小林管財課長

解体は24年度で終わっているもので、跡地利用だけの予算である。

○山崎恒男委員

城西の西保育園が元の園舎のままで残っている。園舎の撤去についてはどうか。

●川隅総務部長

西保育園は、行政財産のため教育委員会が城西区と協議させていただいている。建物自体耐震が無いので基本的には解体することとなる。城西区の要望もあるので、今話をつめている。話し合いの中で方向を出していきたい。

○中上禮一委員

154頁の車両管理費、以前軽自動車の保有率が話題になったが、その後の変化はあるのか。

●小林管財課長

担当係長から説明する。

●杉村財産管理係長

市長の公約にもありました、「庁舎で管理している車の半数を軽自動車にする」ということで、すでに今年度末で57パーセント達成している。引き続き軽自動車の導入を図っていきます。来年度からは、中古のリースを検討している。

○内藤澄夫委員

マイクロバスを一般の皆さんからもっと簡単にお借りしたいといわれる。使い勝手が悪いのか、運用規定はどうなっているのか。

●小林管財課長

事実、市民の方からお話はいただいている。基本的に行政目的で貸付をしている。申請のなかに業務名と担当課の職員が乗車するのが原則。貸し出しは、行政目的に合致しており、添乗者付きを条件としている。研修と言いつつも、半分はそうでない、ということもあるので、今のところはルールに基づいて貸し出しをしている。宿泊については、制限させていただいている。

○内藤澄夫委員

市民の皆さんは理解できていないと思われる。
自治会関連だけ、門を広げてはどうか。

●松井三郎市長

一定のルールに基づいて行っているが、これからは自治基本条例も制定されましたので、市と行政が協働して色々な取り組みをするという事は、可能な限りバスの提供もするというような事で来年度に向けて検討していきたい。

○山崎恒男委員

162頁地積調査事業費、伊達方北工区0.27平方キロなどの3つの工区はどの位の期間で完了する予定でいるのか。

●小林管財課長

期間は、2年で完了。

○山崎恒男委員

掛川の場合は、土地情報システムで市内全域で基準点を設けて、精度の高いものが得られると思う。基準値を活用した中で、スピード感を持ってやっていただけたらと要望しておく。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

休 憩（昼食） 12：08～12：59

○松井委員長

では休憩前に引き続いて診査を再開する。再開の前に議会事務局どうぞ。

●鈴木議会事務局長

午前中の柴田議員の議員研修補助金の質疑について経過を調べました。交付要綱内規により他の参加者にも市等の交通費、宿泊費、保険費等に要する経費補助があることが設けられており、23年度の韓国への研修に、市長以下32名が行っており。その内9名の議員に補助金が支出されている。また他の団体として、青年会議所や体育協会、茶商組合等が参加している。全ての団体ではないが、団体から補助がされている事が確認できたので、内規には触れていないと判断した。

○柴田委員

中山課長が参加者は自費で行ったというのでそう思った。9名では無く10名ではないか。それぞれの団体からでているのを間違いなく確認したのか。

●鈴木議会事務局長

全ての団体について確認できませんでしたが、体育協会や、茶商組合から補助されていることを確認した。議員の人数については、副議長を入れると10名ですが、研修補助金交付対象になっている議員は9名である。

歳入第1款 第2款 第13款 第20款

歳出第2款総務費

[納税課、説明 13:01 ~ 13:07]

[質 疑 13:07 ~13:20]

○柴田委員

決算の質疑の中でも聞いたが、差し押さえ禁止財産の差し押さえはない、また預金に振り込まれた場合もないということだがそれで良いのか

●原田課長

本来年金が振り込まれる前は、差し押さえはできない。口座に振り込まれた時点で、預金の扱いとなるので差し押さえの対象となる。

○柴田委員

それでは24年度に何件差し押さえしているのか、また今後はどのような状況なのか

●掛川主査

24年度中の差し押さえ件数は、確定では無いが150件ほどである。

○柴田委員

その内、換価の猶予対象になっているものはあるか

●掛川主査

換価猶予措置の対応もしている。件数については20件から30件ほど対応している。また、換価猶予することにより延滞金の減免の対応もしている。

○柴田委員

誓約書を取って分納するとか、交付要求は何件抱えているのか

●掛川主査

誓約書による分割納付は、約300件程度ある。交付要求というのは、滞納者が競売とか破産事件になった場合に、その配当金を得るために、執行機関（裁判所）に配当してくださいという手続きであるため、分割納付と違う。その対応もしている。

○柴田委員

何件あるのか。

●掛川主査

約30件程度である。

○高木委員

178ページ、民間コールセンター委託料があるが、この金額の算定根拠について伺う。

●原田課長

民間事業者のノウハウを活用して、滞納初期段階の催告を効率的に行う事で未収金の削減を

図るため委託する。委託料算定にあたり年間 4万件の件数、また、外国語対応として 5カ国語を 4千件予定している。

○山崎委員

今のコールセンターについて、今年から始まるとのことだが、システムについて伺う。

●掛川主査

民間委託になる税の徴収については、委託できる範囲が限られている。また、総務省から通知がでている。コールセンターからの電話による呼びかけについては認められている。またシステムについては、静岡、浜松市では、庁舎内に自前のコールセンターを配置し、そこに業者から職員を派遣してもらって対応しているようだが、掛川市は業者のコールセンターから電話する事になる。データを市から渡し、業者が電話することになるが、催告の内容も納付の呼びかけだけになるので督促状を送付した後、何日か後に電話する事になる。あなたの処に督促状が届いていると思いますが、納め忘れはありませんかと言うような呼びかけである。また、納税の相談等が必要になった場合には市役所に連絡してくださいと言う内容である。したがって納め忘れの方に、滞納が増えていかないうちにご案内して、現年度分の滞納圧縮を図るものである。

○山崎委員

個人情報保護の観点からこのシステムによる心配はないか伺う。

●掛川主査

データを外部に出してお願いすることになるので、個人情報保護から慎重に扱う必要がある。データも暗号化して、漏れないようにするが、万が一漏れても個人が特定できない対応となっている。

○内藤委員

たびたび同じ質問になるが、南部の固定資産と都市計画税、今の実勢価格と税務の評価が逆転している。国道 150号線浜地区の北側になるが、川崎オートというオートバイの会社があって、競売にかけられて、土地が 250坪から 300坪くらいある。建物は 3階で鉄骨あるが傷んでいるので撤去する必要がある。結局競売での落札額は、95万である。最初は 1,200万円と言う数字がでていた。国道 150号線にも付いていた。もう一つは旧浅羽町であるが、市境から近いところで、168坪の宅地で 40坪建屋 7mのスレートのカナダ倉庫である。そこが 250万円で、まだ落札しない状況である。そこまで買う人がないくらい下がってしまっている状況になっていると言うことである。土地に全く価値がない状況である。売りたい人はあるがまったく買う人が無い。良いときは浅羽の国道 150号線境界では坪20万円はしていた。自分の近くでも、いいときは10万円くらいはしていた。それが現実では価格はこのような状況で、今税金がかけられている価格で売買ができない。何なら市役所で税の評価で全部かって欲しいと言っている。

また、国道 150号線沿いで家を建てたくても金融機関で融資してくれない。危険区域ということでお金が出ないと言うことである。現実それくらい酷い状況である。この前市長も見直すと言ったが、見直しを含めて考えて欲しいが見解を伺う。

●松井市長

それぞれの評価については、期間をおいて実施してきているが、その中間においても対応できないことではない。特に、海岸線近くの実勢価格がかなり下がってきていると言うことであるので、一方で安心感を醸成していただける対策を早急にとって、企業は今のところ生産拠点を移していないが、なかなか新しい企業が来る状況ではない。そういうところにもしっかりと対応していきたい。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第 1 款 第13款 第13款 第15款

歳出第 2 款総務費

〔市税課、説明 13 : 21 ~13 : 29 〕

[質 疑 13 : 29 ~ 13 : 33]

○柴田委員

一般質問でも触れたが、積栄工業の向かいの土地に、いま建築資材が置いてある。聞くところによると青地の地域で農地に戻すしかないと言っている。近所の人と言うには20年くらい前からこのような状況になっているとの事である。以前にも他の場所で是正してもらった経緯がある。航空写真など現状を把握していると思うが、このような現場と課税の違いは他にもあるか伺う。

●石田課長

今の件については個人情報に該当するので匿名で報告する。議員指摘の場所であるか特定できていないが、私の記憶の範囲ではトウモロコシを地区の方が販売していたと思う。議員指摘の後確認したが、現在は資材が置いてある状況である。市内全域となると20万から30万筆ともなり航空写真での地目確認は難しい状況である。今後においてもしっかり状況把握し、現地調査したうえで適正な課税に努める。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第15款 第16款 第17款 第18款 第20款
歳出第2款総務費

[企画調整課、説明 13 : 34 ~ 13 : 43]

[質 疑 13 : 43 ~ 13 : 46]

○山崎委員

96ページ収入の統計調査費委託金の内、農林業センサス委託金について伺う。

●松本課長

かかる費用が少ないのは、25年度は調査の年度に入っていないからで、運営にかかる事務費のみだからである。調査は26年度になる。

○山崎委員

今後の下準備と言うことでよろしいか

●松本課長

そのとおりである。

○松井総務委員長

ポルトガル語の広報紙が入っているがその効果について伺う。

●松本課長

ポルトガル語で話すブラジル人が減少しているが、その人達に対する掛川市の状況や行事等のお知らせなどして、周知するために効果がある。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する

歳入第13款 第15款 第16款 第20款
歳出第2款総務費

[生涯学習協働推進課、説明 13 : 47 ~ 13 : 59]

[質 疑 13 : 59 ~ 14 : 03]

○高木敏男委員

事項別明細書 158頁市民活動推進モデル事業補助金を一度利用した団体は、もう使えないのか。要綱はどうか。

●中山生涯学習協働推進課

事業の趣が変われば 3年は利用できるものである。

○大庭博雄委員

事項別明細書 162頁の地域環境整備調整費は、全体で何件くらいを予定しているか。

●中山生涯学習協働推進課

地区要望としては、約 700件の要望処理を予定している。

○山崎恒男委員

事項別明細書48頁、地縁団体台帳記載事項証明手数料 6,000円について伺う。

●中山生涯学習協働推進課

地縁団体とは自治会のことである。ここで言う自治会は、法人自治会のことである。法人自治会の登記所の役割を市役所が担っており、市が登記台帳を持っている。地縁団体台帳と名付けている。今市内には、法人自治会が79あり、毎年自治会代表者等が変わる時などに、証明をするが、その手数料である。

○中上禮一委員

事項別明細書 160頁男女共同参画女性登用促進事業について、地域によっては女性登用が進まないことがあるが、地区の区長会等に出前講座等を実施すれば前に進むと思うが、そういう企画をお願いします。

●中山生涯学習協働推進課

25年度においては、新しい展開として地域へ広がりを持たせようと考えている。具体的には、地域生涯学習センターが各地区にあるので、センター女性部あるいは女性学級と連携をして出前講座を実施したり、地域の男女共同参画の啓発の役割をセンターの専門部に担ってもらような企画をしている。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

第歳入第13款 第15款 第16款 第18款 第20款

歳出第2款 総務費 第6款農林水産業費第1項2目・第3項2目 第8款土木費第3項4目

所管部分 第4項5目所管部分・6目・7目

〔地域支援課、説明 14:04 ~ 14:16 〕

〔質 疑 14:16 ~ 14:33 〕

○内藤澄夫委員

デマンドについて伺う。

●佐藤地域支援課長

掛川市が初めて導入するシステムである。掛川区域では、和田岡地区、曾我地区、大須賀地域の全域で、4月1日から実施をする。デマンドについては、バスのように常時走っているわけではない。必要に応じて、需要に応じて走るものである。例えば大須賀地域では、大須賀第1と第2がひとつのブロック第3と大淵がひとつのブロックということで、それぞれ行く先についてもエリアを指定している。例えば、新病院のエリア、掛川城北のエリア等である。それぞれ登録をしていただき、その登録者についてそのデマンドが利用できるということである。運行便数については、行きが9時発と10時発の2便である。帰りが3便である。これは、先進地等の状況調査を行い、一番費用対効果的にも、あるいはそれを利用される市民の皆さんの満足度も含めて検討する中で、セッティングした。バス運賃については、新病院のことについて言うと、バスは最高1,000円くらいで、デマンドについては、ドア・ツー・ドアで目的地の玄

関先まで行けるというメリットも考慮して、バス運賃の約 2倍という形で設定した。

○内藤澄夫委員

問題は金額である。デマンドタクシーが往復 2,000円で乗る人があるか懸念する。たぶん、交通弱者、お年寄りの利用が多いと思うが、現実 2,000円はどうか。玄関から玄関ということを考えれば高いとは言えないが、皆が乗ってくれるだろうか。皆、期待はしているがお年寄りは、支払いができるか。

●佐藤地域支援課長

デマンドについては、一般的にタクシーの 4分の 1、25%ということで計算をしてある。デマンド型の需要に応じて走る乗り合いタクシーということである。4人乗って正規の料金になるということの25%をご負担いただくということである。今後、乗り合い率を高めていく努力をしなければいけない。行き 2便、帰り 3便で便数を制限したのは、乗り合い率を高めていくことを踏まえての便数設定である。

●松井三郎市長

タクシーで大須賀から掛川に来るとだいたい 4,000円かかる。その 4分の 1を一人当たり設定している。一人乗った場合には、公費の負担が 3,000円ということになる。そういうことで一人 1,000円のご負担を頂きたい。通常より25%で行けるのであるが、感覚的に 1,000円というのと高いと感じるが、現実的には、タクシーを利用する方は、4分の 1で行ける。

○内藤澄夫委員

今までよりは、安く行けるようになった。利用が促進されるような啓蒙をされたい。

○大庭博雄委員

曾我地区では、デマンドは皆に評価されている。
住民へのデマンドバスへの変更告知を徹底してほしい。

●松井三郎市長

定期バスもデマンドも課題がある。特に新しい病院に行くという前提で考えると、遠いところの方の支払う料金の負担が大きいというのは、ご理解が得られにくいということがある。ただし、料金を安くすると今現在、定期に走っている民間のバスが撤退してしまうことがあっても困る。今後、福祉バスのようなところに力を改めて入れていくことも必要と思う。大東から病院に来ると 1,000円で、近くの方は 100円だと、新病院の説明会を開くと、必ずそういう質問が出る。これについては、従来に比べ、デマンドを利用してもらえば、ドア・ツー・ドアということで利便性は高いわけであるので、理解をいただけるという思いはあるが、なかなか説明に、1,000円というのは感覚的に高いという感じはするが、4月からはこういう形でスタートをきらせてもらいたい。

○内藤澄夫委員

同じ掛川の中で、遠くても近くても平等だと、公平でなくてはいかんというのが、基本的には行政の考え方であるし、あり方だと思う。福祉という考え方で、今後、そういう話しも出てくると思うので、一考いただきたい。

○中上禮一委員

事項別明細書 166頁、土地に関する生涯学習推進費について伺う。

●佐藤地域支援課長

担当係長に説明させる。

●高柳地域づくり係長

土地に関する生涯学習の補助金であるが、来年度については、原田地区の寺島・幡鎌地区、曾我地区の高御所地区での補助金を考えている。高御所地区においての内容は、新病院開院に伴い、高御所まちづくり委員会という組織をつくってもらい、その委員会の中で、病院周辺の

景観、具体的には看板等が無秩序に設置されないように勉強会を、今後も開いていくということであるので、そういう活動に対しての補助金で、基本的に各まちづくり委員会でいうまちづくりに対する補助金を交付していく、ソフト面への補助金である。

○中上禮一委員

良く言われる将来の地域内分権が視野に入った補助金ということか。

●佐藤地域支援課長

現時点では、地域内分権というところまで視野に入れたことではない。地域のそれぞれの特徴を生かして、地域の実情に沿って地域をより良くしていただくおとうと地域の皆さんでしっかり考えていただくこうというところである。

○山崎恒男委員

事項別明細書 158頁その他文化事業開催費、開催委託料 2,270万円。幾つくらいステージがあるのか。どんなものがあるのか伺う。

●佐藤地域支援課長

生涯学習振興公社に、例年委託をして、生涯学習推進を図る目的あるいは、なかなか地方都市だと目に触れたり体験できないような一流の、全国規模の音楽家あるいは芸術家を呼んだ催し物ということで、振興公社に対しての委託である。24年度は9事業が行われた。25年度は、代表的なものとしては、生涯学習振興公社の自主的な部分もあるが、来年度が掛川城開門20周年になるので、そのイベントとして薪能が予定されている。

○松井俊二委員長

街路樹の管理だが、年間計画を立てて実施するようお願いする。
以上で質疑を終了する。

休 憩 14 : 33 ~ 14 : 42

歳入第15款 第16款 第20款

歳出第2款総務費

〔IT政策課、説明 14 : 43 ~ 14 : 50〕

〔質 疑 14 : 50 ~ 14 : 58〕

○鈴木久男委員

事項別明細書 167頁の情報化推進費、光ファイバ網の整備について、補助金を1億100万円もらい、市でもそれ以上の負担をし、いわゆる採算性の悪い地域のファイバー網の整備を行うことだと思うが、一般的に早期にそれぞれメーカーが実施したところは、収益性があり、普及率が高いと聞いているが、これだけの投資をして利用者がどれくらいと見込んでいるか。

●網取IT政策課長

掛川市は、NTT西日本(株)が自主事業として、平成17年度掛川局となる中心市街地において光ファイバ網の整備がスタートし、平成23年度末現在の加入状況は、世帯数21,000世帯・加入数12,000世帯・加入率58%。その後平成23年度に大東局・城東局・大須賀局・原谷局の整備が行われ、NTT西日本(株)東海管内となる静岡・愛知・岐阜・三重におけるサービス開始後1年以内の加入状況では、城東局は、世帯数2,800世帯、加入数1,450世帯、加入率51.8%で、東海管内でトップ。大須賀局は、世帯数4,000世帯、加入数1,700世帯、加入率42.5%で第2位。大東局は、世帯数4,300世帯、加入数1,750世帯、加入率40.7%で第3位。原野谷局は、世帯数3,400、加入数1,150世帯、加入率33.8%で第5位と、高い加入率となった。来年度は「三笠局・伊達方局・原泉局」の3局舎一体の整備を行っていくので、地元説明会を開催し、光ファイバ網整備事業の進め方や利用方法等説明を行い、これまでと同様に多くの世帯で加入していただけるよう推進を図っていく。

○鈴木久男委員

特に普及について宣伝、特別なPRをしたことはあるか。

●綱取IT政策課長

これまで整備したところは、NTT西日本(株)の自主事業ではあったが、情報通信技術の急激な進展から、インターネットサービスが利用できる環境や家庭における光ファイバ網の活用のメリット等、地元説明会を開催し説明を行ってきた。また、広報かけがわH23年8月では、光ファイバ網整備事業の概要や開局予定等についてお知らせするなど、周知を図ってきたことが、城東局・大東局・大須賀局・原谷局の全てが高い接続率となったとNTT西日本(株)より評価をいただいた。

○鈴木久男委員

今回1億7千万円の市費を投じて、実施するにあたっては、特別なPRを計画しているか。

●綱取IT政策課長

今年の5月以降、倉真・西郷・東山口・日坂・東山・原泉地区における区長会に出向き、光ファイバ網整備についての整備スケジュールや有効利用による効果等説明を行い、サービス開始後の加入率を高めるよう取り組んでいく。また、各地区で開催される行事等に出向き、光ファイバ網整備についてPRを行っていく予定である。今後のスケジュールは、4月以降に整備する事業者の選考や県へ申請を行い、県からの交付決定後に設計等を行い、実際に工事に入るのは7月以降となる見込み。また、整備が完了するのは来年の2月から3月頃の予定で、サービス開始前には再度地元説明会を開催していく。

○高木敏男委員

事項別明細書120頁に、ホームページの有料広告掲載料がある。積極的に収入元を考えるのに、市の建物の壁や循環バスに広告を出して、広告収入を稼ぐというようなことを研究したことがあるか。

●松井三郎市長

ネーミングライツを推進しようということで、考えたことはある。市の封書にも広告をといろいろ検討している。ネーミングライツは、これから積極的に取り入れていきたい。特に、掛川にある企業を行政側も売り込んでいきたい。

○松井俊二委員長

ホームページの掲載によるメリット、効果を伺う。

●綱取IT政策課長

月1万円での掲載になるが、この部分をクリックするとその広告主のホームページに入り、会社の概要やサービスの状況等を確認できるので、広告主からは好評である。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第13款 第14款 第15款 第20款

歳出第2款 総務費

[市民課、説明 14:59 ~ 15:04]

[質疑 15:04 ~ 15:06]

○高木敏男委員

事項別明細書48頁、収入で住民票の手数料とか印鑑証明の手数料、300円に決まりはあるか。500円にして、収入を増やせるか。

●田代市民課長

住民票の手数料や印鑑登録の証明、諸証明手数料については、地方自治法の227条の規定に

基づき市の条例で定めるものとなっている。近隣市の状況も掛川市と同じ金額で推移している状況である。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第14款 第15款 第20款

歳出第2款総務費 第9款消防費

〔危機管理課、説明 15:07 ~15:17 〕

〔質 疑 15:17 ~ 15:36 〕

○大庭博雄委員

掛川には、防犯カメラが付いているのか。設置の要望を市からしているのか。どういう手続きで設置されるのか。

●杉山危機管理課長

調べて報告する。

○柴田正美委員

事項別明細書 314頁津波対策事業費、菊川左岸が浸水をするということだが、もともと5基の津波避難施設の設置が、3基になったということ、今沢と菊川右岸左岸ということだろうが、あと2基はどこを想定していて、取り止めになったのか。

●杉山危機管理課長

23年度当時、一箇所は沖ノ須地区を考えていた。もう一箇所は、菊川の左岸の上流部である。

○内藤澄夫委員

大須賀幼稚園では役員が非常に心配している。転ばぬ先の杖ということで、幼稚園については、高いところへ移転する、それができなければ、その近くに避難タワーなりを作ることが必要だと思う。また、備蓄用の食糧が各支所に何食あり幾日耐えられるか、水も何リットルあるか、一人当たりいくらあるか、期限切れのものがあるのかないのか伺う。

●杉山危機管理課長

横須賀幼稚園の関係については、少し東に老人施設がある。幼稚園児等がそこに避難できる様に協定を結ぶ準備を進めている。備蓄品の整備状況については、担当係長から説明する。

●大井危機対策係長

アルファ米の備蓄については、毎年2万食から2万5千食ほど追加し、今年度末約12万2千食ほど分散備蓄をしている。主には、広域避難所になる小学校・中学校、それから高校、また平成24年度については、3月末に学校の生徒分を追加して、1万1千食ほど分散備蓄をしている。12万食で市民全員の分が、確保できるかということではなく、基本は何とか3日間は、皆さんの持ち寄ったもので耐える、そうすればボランティアなり緊急物資なりが入ってくる。そういう考えのもとに個人としても備蓄してもらい、市は市として備蓄するという計画になっている。発災後の給水計画は、飲料水の確保という面から、市内に21の配水池があり、水の確保料は42,000リッポメートルということになっている。満水時が60,000リッポメートルということで、危機管理課の試算で言うと、約7割と見込んだ場合に42,000リッポメートルということになるが、発災直後に42箇所の給水車を持っていき、給水するが、概ね10日間分は、市民の水の確保ができると試算している。発災後から3日間は、1日3リットル、第2次給水量ということで、発生後4日から7日目までは、1日一人20リットルくらい使う、そういう試算のもとに、概ね10日間くらいは、水が持つという計画になっている。

○内藤澄夫委員

12万食は期限切れではないか。園の避難についても周知しているか。

●杉山危機管理課長

アルファ米については、期限は切れていない。毎年更新している。期限が切れる直前に、自主防災会の訓練で使ってもらっている。また、今沢と沖ノ須の間の弁財天河口は、300メートルの幅があるが、津波の予想高さが8.3メートルとなっているので、幼稚園が海拔5メートルで、3メートルの差があるが、その部分は、国道150号まで広がると予測されるので、危機管理課としては大丈夫であると判断をしている。幼稚園の避難について、市と老人施設の管理者が話し合いをしており、条件が整いしだい、あとは協定を結ぶ話しを進めている。園の先生方は承知している。

○柴田正美委員

避難施設を当初菊川左岸に想定していたということだが、浸水がある地域なら実施した方が良いのではないか。

●杉山危機管理課長

企業のAZさんが外階段等を設置している状況であり、浸水域に入っていない部分もあり、海拔も高い部分であるので、今回5箇所から3箇所の見直しを行った。

●栗田危機管理監

浸水域については、今回国が発表した菊川右岸左岸については、県道から北側は浸水しないということである。浸水するのは、県道より南側である。

○内藤澄夫委員

老人施設、老人ホームは、鉄骨でないか。

●杉山危機管理課長

鉄骨か鉄筋であるかは、わからない。

○柴田正美委員

事項別明細書174頁広報安全対策交付金を使って、視察研修費178万2,000円と計上されているが、聞いた話しによると水と緑という会があって、原発に防波壁を見に行くにあたって、そのうちの一人が反対したら、もう来るなというふうなことらしい。反対者は、反対と言えば受け入れてもらえないのか。広い心で受け入れてほしい。

●杉山危機管理課長

市の予算は、自治会の区長、消防団の団員が県外に視察へいく予算措置である。議員の今の発言については、中部電力の対応かと思われる。

●松井三郎市長

市民の皆さんだれもが浜岡の施設等には関心をもっていただき、しっかり状況を見てもらうことが大切である。もしそういう事実があったとすれば、私の方からも中部電力に伝えておきたい。誰でも見させていたきたい。人を制限することがないように言うておきたい。

○松井俊二委員長

津波対策の資料の中に、同報無線子局の対応に津波対応のパトライトの予算が入っていないが、昨年度設置が終了したのか。また、難聴の方に必要だという理由の説明で良いのか。

●杉山危機管理課長

24年度に海岸部、浸水域のなかで18基設置が終了した。浸水域以外の北部については、津波の浸水域対象の事業ということで設置の予定がないので、25年度は予算を計上していない。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

歳入第20款

歳出第2款 総務費

〔出納局、説明 15:36 ～ 15:39 〕

〔質 疑 質 疑なし 〕

- 松井俊二委員長
以上で質疑を終了する。

歳出第2款 総務費

〔監査委員事務局、説明 15:40 ～ 15:41 〕

〔質 疑 質 疑なし 〕

- 松井俊二委員長
以上で質疑を終了する。

歳入第13款 第15款 第20款

第9款 消防費

〔消防総務課、説明 15:42 ～ 15:50 〕

〔質 疑 15:50 ～ 16:11 〕

- 高木敏男委員
事項別明細書50ページ消防手数料について、最近ガソリンスタンドの撤退があるが減額となっているのはこのような状況が原因か伺う。

●萩田消防次長

景気の関係もある。新規の危険物を貯蔵する申請が少なくなっている。危険物からLNGに切り替える施設もある。今ある施設の変更あるいは完成検査手数料であり年々減少している状況である。

○山崎恒男委員

128ページ救急業務支弁金について新東名に対する支弁金なのか伺う。

●萩田消防次長

これは現東名の救急支弁金である。

○山崎恒男委員

新東名にはないのか。

●萩田消防次長

新東名は森町掛川市に跨っている。救急業務については袋井消防本部が担当しているので救急支弁金はそちらに入っている。

○山崎恒男委員

東名高速道路での救急活動の実態について伺う。

●萩田消防次長

現東名での救急活動は5年平均すると月1回の出動している状況である。24年は8件で交通事故は減少している。事故の7割はパーキングエリア内の急病又は一般負傷で本線上の交通事故は3割となっている。

○柴田正美委員

312ページの分団運営費交付金について、地元では消防団を支援する会を作って、その会則に4人の区長と該当年齢者を全部入れて、会費を徴収し、その会費を該当年齢協力金に変えるものにしたいという考えであるが、消防団員の出動手当について、国の基準が6,900円、御前

崎市が 9,200円となっているが詳細を伺う。

●萩田消防次長

国は 6,900円、掛川市は 1,100円である。御前崎市の 9,200円は年額となっている。掛川市は消防団に対して優遇してきた処であり、県内でも手当に関してトップクラスで交付してきた。

○柴田正美委員

菊川とか御前崎とか団長、副団長とか手当は多い、掛川市は国に合わせていると思うが、御前崎17万 6,000円、掛川 8万 2,500円、菊川18万円、団員も御前崎、菊川も 5万 5,000円、5万 4,000円なのに掛川 3万 6,000円とあまり優遇しているとは思わないが。消防組織法では市が見ることになっている。廃止したはずの該当年齢協力金を別な形で復活しようとしている。適切な指導が必要と思うが、待遇改善も含めて見解を伺う。

●萩田消防次長

団長報酬について、合併当時、掛川市は 7万 8,000円で国の基準どおりであった。大東、大須賀ではその 3から 4倍が報酬であった。26万 6,000円から26万 8,000円であったと思う。ただ団員一人あたりで見ると掛川市の場合は手当10万円ぐらいであった。今は分団交付金を含めると12万円 9,000円を支給している。先ほども言いましたが県内トップクラスで優遇されていると考えている。

○柴田正美委員

団員の報酬については理解できたが、協力金について折角決断したので、適切な指導と配慮もして今後対応していただきたい。

○鈴木久男委員

改革 2年目に入るともうが、団員確保について、改革をしたために団員の確保ができない分団が出てきたと思うが状況について伺う。

●萩田消防次長

区長会連合会の中でも消防団協力金を廃止したから、団員確保が難しくなってきたとよく言われますが、そうではなくて、十何年も前から、時代背景を反映して団員確保が難しい状況になってきている状況である。

○鈴木久男委員

それでどれくらい定数を満たさない分団があるのか

●萩田消防次長

大東区域、大須賀区域の分団にあっては、概ね定数どおりの団員を確保している状況であるが、掛川区域の第 1方面、第 6方面には一部定数を割っている分団がある。

○鈴木久男委員

私は定数ではなく団員の質を心配する。団員が勤め人で通勤距離が遠くて一丁有事の際、間に合わないとか、地震、防災を想定した場合、活動できない団員が生じる。区長会云々ではなく、地域の実情を鑑みて体制を考える必要がある。

●松井三郎市長

消防次長から話したが、年々消防団に加入して協力してくれる若者の人口が減少している地域もある。そういう事を考えると、一つは機能別消防団のような、東山で行われているような、OBの皆さんに協力してもらおう。職員にも言っているが女性の消防団も積極的に参加してもらおう。それに企業との連携をしっかりとって、消防団とのマッチングをどう取っていくのか、改めて課題を見つけて、消防団活動が従前より活発になるような取り組みをしていきたい。特に協力金の問題があって、それ以降いろいろなことを言われており、来年度改めて検討していきたいと思っている。

○山崎恒男委員

今議論されている話は頭の痛い話である。私の地区では二つの分団がある。桜木西分団では現在欠員が4人くらいあると思う。この前の一丁有事の際、昼間の火災で団員が集まらなく出動できなかったことがあった。実際そのような事態も起きる。そのような事態になったときにOBの支援、企業の支援が考えられる。OBの協力を得ようとするにも70歳を超えている。支援をいただくとしても怪我をした場合には保障面など難しい事もある。消防本部も団運営について協力金の問題など対応してきたが、地区として団員確保について一生懸命努力しているが、時代背景もあり、入団しようとしないう者、また、入団該当者も減っているのも事実である。確保するために、協力費云々ではなく検討する必要がある。

○松井俊二委員長

私も消防団を長くやった経験から、柴田議員が言った消防団手当そのものにあまりこだわりはない。消防団で活躍することが地域に貢献できる。旧掛川市では、団員から報酬について云々というのはほとんどなかったと思う。団員の確保については今まで市長にも言ってきたが、今、充足している分団でさえも、昼間は地元にいない。したがって昼間の団員がいない時間帯を補充する機能別消防団員の数を増やしてでも充足するべきである。そして、機能別消防団員の保険等含めた対応も図っていただきたい。元気で家にいて過去に消防団の経験がある人がたくさんいる。是非機能別消防団員の確保について検討いただきたい。

○柴田正美委員

先ほどの説明にもう少し聞きたい。団長から団員まで国の基準どおりだが、災害出動、警戒出動、教養訓練出動について6,900円になっている。これは年額となっているか。

●萩田消防次長

これは1回の費用弁償である。

○柴田正美委員

1回当たりの費用弁償が国は6,900円。掛川市は1,100円は、間違いは無いか。

●萩田消防次長

間違いはないが、全ての出動に対して費用弁償するかというと、掛川市の場合、行事や会議など消防団の公務として出動する事になっており、全て1,100円あるいは1,100円以下を支給する。国の基準が全てに対して支給されるものなのかは疑問である。

○中上禮一委員

今いろいろ話を聞いて、第四分団の入退団式で団長がこんな事を言っていた。金額のことがいろいろ問題になるが、そのことが消防団の使命を阻害することはダメだと、我々は地域の安全、安心のために尽くすのが消防団の使命でそれを喜びとしなければいけないと言うような訓辞をしていたので紹介する。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第1号 平成25年度掛川市一般会計予算について

賛成多数にて原案とおり可決すべし（反対柴田正美委員）

休 憩 16 : 12 ~ 16 : 23

[16 : 23 ~ 16 : 25]

②議案第36号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

〔消防総務課、説明 16 : 23 ~ 16 : 24 〕

[質 疑 なし]

- 松井俊二委員長
以上で質疑を終結する。

[討 論]
なし

[採 決]

②議案第36号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
全会一致にて原案とおりに可決すべし

[16:25 ~ 16:27]

- ③議案第46号 中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会規約の変更について
[消防総務課、説明 16:25 ~16:26]

[質 疑 なし]

- 松井俊二委員長
以上で質疑を終結する。

[討 論]
なし

[採 決]

議案第46号 中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会規約の変更について
全会一致にて原案とおりに可決すべし

[16:28 ~ 17:07]

- ④議案第55号 平成24年度掛川市一般会計補正予算(第6号)について

- ・議案第55号 平成24年度掛川市一般会計補正予算(第6号)について
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第13款 予備費
 - 第2条 繰越明許費の補正
 - 第3条 地方債の補正

[財政課、説明 16:28 ~ 16:35]

[質 疑 16:35 ~ 16:54]

- 大庭博雄委員
わかりにくいので再度聞きたい。2月補正で決めたのは、456億7,000万円、今回の補正は12億1,700万円、トータルでは468億となるのですが、これにプラス実際に使えるお金として、繰越明許の34億があるということよろしいか。

●高川財政課長

現計で 468億 8,700万円ほどになる。繰越については、今述べた 468億の内数の金額になるので、現計予算に対して繰越分が増えると言うことではない。

○大庭博雄委員

どうもよくわからないのだが、35億円増えるのは確か繰越明許にあり、これは使わないで行くと、この金額は予算の中に入っているのか。

●高川財政課長

大庭議員の言うとおりで。現計予算 468億 8,700万円がH24年度の最終予算額となるが、その内約34億円を25年度に執行するようになる。

●松井三郎市長

大変わかりにくいので、当初予算に計上して、いくらになって、補正でどうなって、トータルこうなりますよと言う資料を、わかる数字を明日、お渡しする事で了解願いたい。

○山崎恒男委員

地域の元気臨時交付金について初めて聞くが、この交付金は一般財源と同じく何に使っても良いものなのか、ある程度枠が決まっていて用途が決められているものか。

●高川財政課長

後ほど25年度の補正 1号の中で説明する内容となるが、今回の地域の元気臨時交付金については、国で公共事業を大幅に増やした、これに地方がお付き合いをして、事業費を大きくふくらめると、そうなる国からも補助金の裏財源は地方が用意しなくてはならない。今回は規模が大きいので、地方の負担が大変という事で、今回の補正に限って、地方負担の平均 8割を臨時交付金として分配して、その交付金を使って事業をふくらめて実施してくださいと言う形で臨時交付金が交付されている。用途については、原則があり、何に充てても良いと言うことではない。基本は、地方単独事業、建設事業になる。しかも、起債を充当できる事業に限る事になっている。今回の臨時交付金、試算して約 6億円になるが、その内今回約 2億 9,000千円程を使わせていただくが、この臨時交付金を活用しての事業は直接臨時交付金を充てるものではなく、臨時交付金そのものは道路事業等に、充ててあった一般財源の処に充当して、その一般財源がはき出されてきたので、それを活用して、追加事業をさせていただくと言うことになる。お金の流れが非常にわかりづらい。つまり何に使っても良いのではなく、起債ができる事業に充当をすると、そこに予定していた一般財源を他の事業に使うと言うことである。

●松井三郎市長

今回の元気臨時交付金は、24年度の予算で国が景気対策をなさいと。したがって25年度で予定していた事業を前倒しをして実施する事業だけを認めている。袋井とか掛川ぐらいがこのような取り組みをしているが、菊川は多分前倒しなど、このようなことをやっていないか少ないと思う。で南部体育館の事業費を前倒しをして今回実施すると、その起債分の 8割を25年度に交付金としてくれますよと。掛川市の財政力が良いので 8割は行かないかもしれないが、要するに景気対策としてしっかり取り組んだところは、少し交付金で給をくれますよ。と言う話が遅かったため、他の自治体は間に合わなかったと言うことがあると思う。

○山崎恒男委員

今の市長の話は、国が年度末になって、大規模な補正予算を組んで、そこに対応するためこの元気臨時交付金が出てきたのか。国の法律審議を一部見たが、こんな大規模な補正予算を組んでも期間もないのに使えるかと野党の皆さんが盛んに反対していたようだ。各自治体ではこれを受けて、来年度の分を、前倒しして、繰越の措置を執って執行していくこのように理解すれば良いか。

●松井三郎市長

繰越も、25年度以内に完成しないと返還を求められますよと。要するに本当に景気対策であります。

●川隅総務部長

今市長が説明したが、わかりやすい説明が南部体育館となりますので、財政課の主幹から説明します。

●山本主幹

追加議案書の事項別説明書26ページ、10款、保健体育費スポーツ施設費の仮称南部体育館建設事業費を掲載している。26ページに補正財源内訳がある。国庫支出金、3億300万円、それから総事業費に対する地方債、合併特例債ですが7億1,070万円、一般財源が130万円、と言う財源構成になっている。これが国庫補助採択された後の財源構成となる。地域の元気臨時交付金であるが、この内10億1,500万円の総事業費から3億300万円を引いた残りの金額6億円ほどになる、この経費に対して、この約7割から8割の交付金が交付される事になる。25年度当初予算の仮称南部体育館の建設事業の財源構成を申し上げますと、起債のところだが、今7億1,000万円のところが、9億6,300万円でありました。また、一般財源130万円のところについては、元々5,200万円の一般財源を予定していた。この数字を比較していただくと、どの程度掛川市の財政的負担が軽減されたのか、あるいは、プラスアルファで、この元気臨時交付金が別に交付されるという国の補正のスキームとなっているので、今回の財源の有利性がご理解できるものと思う。

○山崎恒男委員

今の説明で、この補正予算の事業費としては、10億1,000万円の事業費で、この内国庫支出金が3億300万円、後が全部地方債だと。一般財源が130万円だけですと。となると元気臨時交付金は、これには関係なくなると言うことか。で元気臨時交付金は、掛川市が単独事業として予定している事業に充当して、それが1年以内に完了しなければダメですよ、こういう条件があると考えて良いか。

●高川財政課長

充当先は単独だけに限ると言うことではなく、国の公共事業の裏に回せることができるものもある。掛川市の場合は単独事業に充てることとしている。臨時交付金そのものにつきましては、国の24年度の予算である。国は25年度に繰り越すので、地方は25年度に交付金を使った事業を行う。財源については国は25年度に繰り越しをしているので、地方が25年度から26年度に事業を繰り越すことは国は認めないと言うことである。したがって25年度に完了する必要があると言うことである。

○大庭博雄委員

13兆1,000億円の補正が通過して、県にきて、これがばらまかれてきて、それが実際いくらになったかを知りたいのだが、県にいくらきて、市にいくらきたのか伺う。

●松井三郎市長

実際の13兆円といっても、公共事業に投資するのは大体5兆円である。それで静岡県2月補正は、426億である。そのような意味では掛川市はかなり頑張っただけで対応していると言うこと。また先ほどの元気臨時交付金の使途の関係であるが、25年度の裏負担にも使えないことはないが、私どもは景気対策と言うことがありましたので、裏負担にしないで、事業そのものに取り入れて対応していくと言うことである。しかし、あまり難しい事業ではいけないので、きちっと計画ができていて事業を中心に実施していく。留保しているものが後、3億円ほどあり、これは6月の段階で執行していきたいと考えている。

○山崎恒男委員

25年度の補正予算第1号で、掲示をされている地域元気臨時交付金の5億9,800万円これは、6月補正か。

○川隅総務部長

5億9,826万8,000円の内2億9,200万円は、次に説明してある中にいれてある。残った財源は、使わないで予備費に計上。6月補正で詳細が決まったところでもう一度補正をださせていただきたい。

●松井三郎市長

国直轄事業も増えてきている。県事業も掛川市は、聞くところによると10億くらいの補正規模の予算を計上するという。これらが単年度で25年にやらなければいけないとなるとかなり計画をしっかりとやらないとやれなくなってしまう。掛川市で予算措置した浅羽湛水防除負担金等は事業規模で言えば10倍。あれだけでも10億くらいの事業をこなさなければいけないとなると、本当に大丈夫かなと心配になる。しっかりした計画で、契約も結び事業執行していきたい。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

議案第55号 平成24年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について
全会一致にて原案とおりに可決すべし

[16:54 ~ 17:07]

④議案第56号 平成25年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について

- ・議案第56号 平成25年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第8款 土木費（第4項7目）
 - 第13款 予備費
 - 第2条 地方債の補正

〔財政課、説明 16:54 ~ 16:59〕

〔質 疑 16:59 ~ 17:04〕

○山崎恒男委員

国からは、10億円くらいか。

●松井三郎市長

県の補正予算で、掛川市管内で10億くらいの県費がきて県営事業に投資される。それと市の負担金を出して10分の1くらい、浅羽湛水防除、掛川市が1億円出していけば10億くらいの事業規模となる。

○山崎恒男委員

聞き違えて申し訳ない。いずれにしても3億6,000万円余の財源6月に期待できることは市にとってありがたいこと。集中と選択で単独事業の優先度の高いのを積極的に展開するようにお願いしたい。

●松井三郎市長

心配されるのは、耐震化も前倒しして、あれも10億円あるので、かなり早く契約してきっちと対応しないとイケない。

○柴田正美委員

当初予算が議決されていないが、それなりに議決していいのかなと思うが。

●松井三郎市長

当初、ぎりぎりまで待つて国の動向をしっかりと見据えてやっていこうとしていたが、国の発表が極めて遅く、全く分からない。県も国も分からない。議運でもお話をさせていただいたが、変則で、当初が議決されていないのに何で補正かというご意見もあろうかと思うが、併行してやらないと間に合わないという事である。

●川隅総務部長

内部的にも検討し、24年補正にあげると25年当初にも載っている状態。25年当初からおろす為の補正が今の補正である。そのままいくと、新年度以降両方に計上されている状態になる。今回、変則的だが県に聞いて、「議決の順番だけ間違えないようにしてください」という事をいわれているので、順番にしたがって議決をお願いしたい。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終了する。

[地域支援課、説明 17:04 ~ 17:05]

[質 疑 質疑なし]

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

[討 論]
なし

[採 決]

**議案第56号 平成25年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について
全会一致にて原案とおりに可決すべし**

○松井俊二委員長

○松井俊二委員長 危機管理課が説明する

●杉山危機管理課長

当初予算時の防犯カメラの設置状況だが、掛川市が管理している掛川駅の南北連絡道路に2箇所、北側公衆用トイレ1箇所、さんり～な、二の丸美術館、たまり～な、シートピア、シオーネ、掛川図書館大東図書館等にも付けている。なお、静岡・浜松警察署管内は街路に防犯カメラの設置があるが、掛川警察署管内には防犯カメラを設置していない。民間のセブンイレブン等については、現在把握していない。

○松井俊二委員長

本日はこれにて延会とする。

延 会 17:08

7-2 会議の概要

平成25年3月14日（木）午前9時27分から、第3委員会室において全委員出席のもと審査再開。

1) 付託案件審査

- ①議案第 1 号
- ⑮議案第 36 号
- ⑯議案第 46 号
- ⑱議案第 55 号
- ⑲議案第 56 号

以上は3月13日審査済み

[9:27 ~11:45]

H24年度補正第6号とH25年度補正第1号の予算の関連について

[財政課長、説明 9:27 ~9:30]

●高川財政課長説明

二つの補正予算について、全体としてどのような動きがあるか簡単に説明する。H24年度だが、2月補正後の現計が456億7,000万円程の予算となっている。今回補正第6号でお願いしているのは、12億2,000万円の追加で、この分を国の補正に伴う増額補正としてお願いするものである。計468億9,000万円程の現計予算になる。一方、H25年度当初予算437億5,000万円の内、12億2,000万円を24年度の3月補正に前倒しをさせていただいた。12億2,000万円減額した金額が425億3,000万円となる。地域の元気臨時交付金の他、事業によっては、事業費の増額があり、全体では7億9,000万円程25年度でも事業費が増えているので、425億3,000万円に7億9,000万円を加えた合計では、433億2,000万円程の予算となります。大きな動きとしての、全体のイメージを資料から捉えていただきたい。

[質疑なし]

[9:31 ~9:48]

③議案第7号 平成25年度掛川市簡易水道特別会計予算について

[水道総務課、説明 9:31 ~9:37]

[質疑 9:37~9:48]

○高木敏男委員

事項別明細書207頁、本谷だけが飲料水供給施設だが、簡易水道のかたちで入っているのか。その仕組みはどうなっているのか。

●岡本水道総務課長

飲料水供給施設は、簡易水道までは水道法が適用され給水人口により、区別されている。簡易水道は、計画給水人口が101人以上、5,000人以下を簡易水道事業という。

飲料水供給施設は、給水人口が51人以上、100人以下のものである。歳入を一緒にしているが、歳出は別に款項目がある。

○内藤澄夫委員

簡易水道は、全部赤字の水道で、今後この皆さんが、人口が増えることはないを見て、打開

する方法施策があるのか。

●竹原水道部長

既存の定住人口をそのままとするために、生活基盤の安定をさせることで、中山間地域の生活基盤の支援を今後もやっていく。同時に地元の方に、協働の精神に基づき今もやっていただいているが、管理をしながらやっていく方法しかない。

○内藤澄夫委員

持ち出しの方が多くなっている中で、収入にすると利息くらいにしかならないくらいの状況である。飲料水は、生活基盤の一番大切で必要なもので、地域人口が増えるのが一番良いが、何か施策があれば良い。

○鈴木久男委員

給水エリアは、行政地域で限定されていると思うが、他市町からもらうのは水道法で禁止されていると思うがどうか。もし可能であれば本谷地域は、袋井市が生活圏が近いので、上水道を分けて貰うことは考えたことがあるか。

●竹原水道部長

本谷地域は、袋井市側から上水道を入れることが一番良いかなと感じる。まずは、袋井市に給水区域があるので、その変更認可を取らないとできない。我々も考えて見たが、デンマーク牧場も今まで簡易水道であり、最近上水になったところである。本谷飲料水供給施設の中には2件袋井市の方もいる。連絡管がどの程度必要かなどの問題点を部内で検討している。

○内藤澄夫委員

歴史的には、昔は、本谷は農業用水の水を飲んでいた。本谷の件は、今後も検討してやっていただきたい。

○高木敏男委員

給水戸数の変化は把握しているか。

●岡本水道総務課長

給水戸数で、最初に簡易水道は、平成14年・24年を比べると14年 238戸・24年 231戸でマイナス7戸でするので、そんなに戸数は減っていない。人口は14年 808人・24年現在 643人でマイナス 165人で二世帯が増えたことが、言えると思う。本谷は、現在戸数が24戸で88人でそんなに変わっていない。

○内藤澄夫委員

24戸は、取り出しがそれだけある話か。

●岡本水道総務課長

そのとおりである。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第 7 号 平成25年度掛川市簡易水道特別会計予算について
全会一致にて原案とおり可決すべし

[水道総務課、説明 9:48 : ~10:01]

[質 疑 10:01 ~ 10:35]

○高木敏男委員

事項別明細書 425頁、建設改良事業費で31節工事請負費、老朽管更新事業ですが、24年度監査報告を見ても、老朽管等の早期推進を努められたいと意見書・所見に載っており、2,700メートルの老朽管更新事業は、監査委員指摘の中で、どの程度重要視して数字になったのか。

●水道総務課長

工務課長よりお答えする。

●中村水道工務課長

老朽管更新事業は、平成19年度から平成29年度に掛けて、延長23キロを約17億円で改修するものである。管路としては、昭和45年以前の古い管で水道の管内面が、今の管はサビが出ないような管にしているが、昭和45年以前の管は、内面の処理が施していないので、赤水が非常に出て水質に悪影響を与えていた事や耐震化を目的としている。進捗率は、平成25年度終了後には79.2%の状況である。

○高木敏男委員

監査委員の所見があるので、25年度はもっと進める姿勢があるかどうかを聞いた。

●中村水道工務課長

施工延長としては、前年度 1,700メートル、今年は 1,900メートルで前年度以上にやっている。やる範囲が水を運営しながらやるので、年度に寄っては長くなったり、短くなったりする事はある。

●竹原水道部長

漏水を心配されるので、漏水調査は 100万円程、前年度より多く実施し早急の漏水対策をやるようにしている。

○山崎恒男委員

富士東簡易水道の工事について伺う。

●竹原水道部長

整備をして、上水が全ての管路を引き受けることになる。今は、富士東簡易水道の管である。民地に入っていたりしているので、正式な公道に入れて施設整備をしっかりとやり、上水が受けとる。ネクスコが今まで水道料を払っていたのを今度は、個々の人達に払っていただくかたちを取りたいと言うことで、ネクスコは給水へのある程度の補償はすると思うが、ネクスコはそれで関わりを終了する予定であると思う。

○山崎恒男委員

松葉の水、名水といわれた活用は考えられないか。

●中村水道工務課長

水事態、今は出ていない。

○高木敏男委員

事項別明細書 425頁、開発行為等関連事業で、青葉台・紅葉の宅地開発で以前補正の時に聞いたら今年の10月くらいが、タイムリミットということであったが、予算が出てきたということは、事業をやるということか。

●中村水道工務課長

3月 8日に紅葉の説明会に入ることで、業者が設定したが延期になったと、聞いている。12月議会の説明と同じく、9月半ばで期限が切れるので、それまでには工事をする前提で予算を

組んだ。

○内藤澄夫委員

漏水率はどうか。漏水を止める為に年間どのくらいの金額がかかっているか。また、どのくらいを目標にしているか。他市町と比べて掛川市はどうか。

●中村水道工務課長

漏水の状況は、年間 1日 1件 365件くらいの漏水修理を実施している。漏水箇所は管地、民地で約半々である。防止については漏水調査を実施している。去年は 300万円予定して、調査距離45キロ、調査戸数 3,000戸、実施している。25年度は 400万円で、調査距離51キロ、調査戸数 3,500戸である。地下で漏れているところを夜間等で調査している。

●岡本水道総務課長

有収率は、平成22年度で掛川市87%、磐田市84%、袋井市90%、御前崎市90%、菊川市90% 県平均では、86.4%であるので、掛川市は県平均並である。

○内藤澄夫委員

お金を掛けて漏水箇所を調べていくが、レーザーや赤外線などの機械があるのか。

●中村水道工務課長

基本的には、耳で聞くのが従来の方法である。電磁波を当てて調べる機械がある。

○内藤澄夫委員

過去にその様な機械を使ったことがあるか。

●中村水道工務課長

漏水調査委託料の中で、業者が使用している。

○内藤澄夫委員

使用した。成績はどうか。

●中村水道工務課長

平成23年度 46キロ 2,300戸を実施し、漏水件数で本管 1ヶ所、給水管では官地 4ヶ所、民地で14ヶ所で、1時間当たり 7立法メートルが漏れているのでないかという結果が出ている。年間漏れ続けた時は、6万 2,000立方メートルが漏れているのでないかと、推測されている。

○大庭博雄委員

梅橋地区付近は、水道水が袋井から来ているが、これから都市化がすすむので掛川市の下水、水道と一緒にやらないといけない中で、太い管が入ってないのはどうかと思う。袋井が水道料が安い中で、掛川市も太い管をやるべきだと思うがどうか。三甲は袋井側から水が来ているのか。

●中村水道工務課長

梅橋地区は、線路から南側は管が無いので袋井市の給水区域に含んでいただいている。三甲は工場建設から井戸水を使用している。延長がかなりあるので金額がかかる。需要が見込まれれば考えられる。

●松井三郎市長

これから水道行政についても、大井川企業団のエリア範囲くらいで水道行政の統一化を市長として提案をしている。掛川市、菊川、御前崎は首長が集まり検討していくことで、今、担当レベルで協議している。市民の負担を減らすように取組を進めつつある。

○鈴木久男委員

給水可能な量は、全て使用がされているのか。

●岡本水道総務課長

基本水量が44,900立法メートルということで、最近は給水量が減っているため、年間一日の平均給水量が、41,000立法メートルくらいであるので、全て使用している状態ではない。

○鈴木久男委員

渇水期に合わせた最大給水量を決めていると思うが、大井川からの水とその他井戸等の水の自己水源とのバランスはどうなっているのか。

●岡本水道総務課長

使用する90%の水を現在大井川広域企業団から受水しており、10%が自己水である。自己水は、原野谷、大須賀等である。

○松井俊二委員長

水道加入料金について伺う。

●岡本水道総務課長

加入金は、新しく水道を引く場合、口径別料金となる。口径13ミリメートルで21,000円であり、口径が大きくなると金額が上がる。

○内藤澄夫委員

大須賀区域は、美味しい水が湧いている。水を売る計画を考えてみたらどうか。

●松井三郎市長

良い水をペットボトルで販売しようという考え方は、行政側も持っている。これから、調査検討をしたい。

○柴田正美委員

25年、26年末の予定貸借対照表で、欠損金となっている。赤字想定、赤字前提の予算はなんとかならないか。

●岡本水道総務課長

23年度の決算で8,300万円ほど赤字というか純損失となった。24年度の今までの状況は、給水収益がもう少し伸びるかと思ったが、景気の動向や、人口の減少により、給水収益は、23年度とほとんど変わらない状況が続いている。費用は、南部事業所を閉めて人件費を削減したり、効率化を図ったり、努力して減らしてはいるが、事業を実施することによって、減価償却費が毎年増えるため、費用は大きく減額ができない。24年度の決算も23年と同じくらいの赤字が、恐らく出るのではないかと予想している。25年度については、新病院や企業誘致によるプラス面を含み、税込みでは、収益と費用を同額とした。税抜きでは、一気に赤字幅が減らないので、増収分を含んで、赤字幅を25年度は、減らしていきたいという予算を組んだ。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第 16 号 平成25年度掛川市水道事業会計予算について
賛成多数にて原案とおり可決すべし（反対：柴田正美委員）

[10 : 35 ~ 10 : 38]

⑭議案第 35 号 掛川市簡易水道条例の一部改正について

〔水道総務課、説明 10:35 : ~ 10:37 〕

[質 疑 10:37 ~ 10:38]

○高木敏男委員

この料金改定で、24年監査委員から指摘されている料金改定における公平性の確保が達成されるのか。

●岡本水道総務課長

萩間と居尻については、1カ月20立法メートル水道利用をした場合、上水道料金に比べ萩間で760円、居尻で970円高額であったため、上水道使用料金の1カ月20立法メートル3,150円と同額とした。そういう意味では、公平となった。ただし、これよりも安価である地区があるが、これは更なる中山間地域の生活基盤整備で、市が支援していくという意味で安い水道料金で良いと考え、公平性は保たれていくと思っている。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

[討 論]
なし

[採 決]

議案第 35 号 掛川市簡易水道条例の一部改正について
全会一致にて原案とおりに可決すべし

休 憩 10:39 ~ 10:47

[10:47 ~ 10:59]

②議案第 5 号 平成25年度掛川市公共用地取得特別会計予算について

[管財課、説明 10:47 ~10:52]

[質 疑 10:52 ~10:57]

○大庭博雄委員

事項別明細書 180頁の調書があるが、さやの森の隣地に土地があるが、この調書の中に記載があるか。

●小林管財課長

調書の中には記載されていない。当該地は、財団法人の掛川市開発公社が持っていたがおり、今回の解散に伴い民間に売り払いしたもので、この調書には記載がない。

○山崎恒男委員

事項別明細書 180頁の調書で、上西郷・倉真用地で357,338㎡とあるがこれはスポーツ振興関係で、虫食いのような土地で使い勝手が悪く、茶畑等は荒れた状況で、イノシシの里となっていると思うが現在の状況を伺う。

●小林管財課長

事項別明細書 180頁の調書にある上西郷・倉真用地は、約36haの用地であるが、これは台帳面積で、旧スポーツ振興という大阪だと思いが、ゴルフ場の経営者が土地を買ったが、会社が破綻をしたため、色々な意味を含めて平成15年に掛川市がこの取得会計で用地を取得したのでこの台帳に載っている。エリアは西郷地区が滝ノ谷の法泉寺温泉の東側と倉真地区が戸沢地区等で新東名より南側の50haと80ha、全体で約130haほどの用地が概ねのエリアである。その中で、委員が言われたある意味虫食いというような形で、そのスポーツ振興が買った土地を掛川市が購入したわけだが、全部が掛川市でなく、農地は買えないことから、そのまま歯抜けの状態で民地があるというのが状態である。イノシシの里とのお話がありましたが、実際そういう事

実もあり、大変イノシシの対策にも苦慮しているが、区域内には農道があり、地元である、西郷の方たちが協働で草刈り等を実施して、イノシシの捕獲数も減ったという報告も受けている。地元の協働に基づく土地の管理をしている。現在は、土地の状況を精査して市の行政目的もありますが、最終的にはその土地を民間への売買も含めて、準備をすすめているのが現状である。

○山崎恒男委員

新東名の関連で滝ノ谷から倉真に抜ける道路が出来たが、あの道路は今の土地には関係がなかったか。

●小林管財課長

新東名を建設する時に、滝ノ谷から倉真に抜ける工事用道路として、東西に道路が築造された。新東名があつて、その南側に今言った工事用道路があり、それから南側に区域があるので、当該道路には係っていない。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第 5 号 平成25年度掛川市公共用地取得特別会計予算について
賛成多数にて原案とおり可決すべし（反対：柴田正美委員）

[10 : 59 ~ 11 : 08]

④議案第 11 号 平成25年度上西郷財産区特別会計予算について

⑤議案第 12 号 平成25年度桜木財産区特別会計予算について

⑥議案第 13 号 平成25年度東山財産区特別会計予算について

⑦議案第 14 号 平成25年度佐東財産区特別会計予算について

〔行政課、説明 10 : 59 ~ 11 : 07 〕

〔質 疑 なし〕

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第 11 号 平成25年度上西郷財産区特別会計予算について

議案第 12 号 平成25年度桜木財産区特別会計予算について

議案第 13 号 平成25年度東山財産区特別会計予算について

議案第 14 号 平成25年度佐東財産区特別会計予算について

全会一致にて原案とおり可決すべし

[11 : 08 ~ 11 : 09]

⑨議案第 22 号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

〔行政課、説明 11 : 08 ~ 11 : 09 〕

〔質 疑 なし〕

- 松井俊二委員長
以上で質疑を終結する。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕
議案第 22 号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
全会一致にて原案とおりに可決すべし

[11:10～ 11:19]

⑩議案第 23 号 掛川市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

〔行政課、説明 11:10 ～ 11:12 〕

〔質 疑 11:12 ～ 11:19 〕

- 柴田正美委員
副市長、教育長、一般職員の退職金の算出式を伺う。

- 平出行政課長
調べて報告する。

- 山崎恒男委員
県内の市で、施行日を4月 1日からでなく、3月とした市はあるか。

- 川隅総務部長
国は1月 1日で実施をしているが、静岡県が3月20日ということで、県内沼津市が年度内に実施した。焼津、藤枝が結論が出ていないと聞いている。その他の市については、いずれも4月 1日と情報を得ている。

- 山崎恒男委員
職員は一生懸命やってきて、退職のとき、こういう結果でよかった。

- 松井三郎市長
年度の途中での決定はどうか。周知期間を少し持ってしっかりした区切りで対応していくとこのことの方が、当然だと判断しそういう措置をとった。

- 平出行政課長
先ほどの柴田委員からの質問に担当の大石主幹がお答えする。

- 大石主幹
市長・副市長等については、任期が4年であるので、給料掛ける期間、4年掛ける12月の48月に対し、率を掛ける計算である。市長については、率が100分の42、副市長については100分の25、教育長については100分の19で、こういった率を掛けることになっている。任期については、4年で、従前は2期3期やるとそれを通算していた時期もあったが、今は1期ごとに清算をする。一般職の算式は、基本的には、年数が30年とか35年とかということがあり、新棒とか旧棒とかこういった関係の比較ということがある。一般的なものを説明すると、給料月額に退職理由別の勤続年数別の支給率ということであるが、概ね今年退職ということで行くと59.28、55から59くらいの数値を掛ける。それに役職加算ということで、課長職であった場合については、定額41,700円に対して月数60月等、この換算した役職に就いていた時期、こういっ

たものがプラスされる。給与月額に支給率を掛け、役職の調整率を足した金額が退職手当となっている。

●川隅総務部長

先ほど、決まっていないのが、焼津・藤枝と言ったが、熱海もまだ決まっていない。

○大庭博雄委員

17%下げるのを3年かけるというが、他市もそういうやり方か。

●平出行政課長

年度ごとに区切って17%下げるのは、県内の多くの自治体と同じやり方である。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

議案第 23 号 掛川市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
賛成多数にて原案とおりに可決すべし（反対柴田正美委員）

[11:20～ 11:21]

⑪議案第 24 号 掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

〔行政課、説明 11:20 ～11:20 〕

〔質 疑 なし〕

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

議案第 24 号 掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
全会一致にて原案とおりに可決すべし

[11:22～11:24]

⑰議案第 47 号 掛川市外3組合公平委員会共同設置規約の変更について

〔行政課、説明 11:22 ～ 11:24 〕

〔質 疑 なし 〕

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

〔討 論〕
なし

[採 決]

議案第 47 号 掛川市外 3 組合公平委員会共同設置規約の変更について
全会一致にて原案とおりの可決すべし

[11:25 ~ 11:29]

⑫議案第 25 号 掛川市職員定数条例の一部改正について

[企画調整課、説明 11:25 ~11:28]

[質 疑 11:28 ~ 11:29]

○山崎恒男委員

病院の数の変更は解るが、教育委員会の 214から 166の変更の要因はなにか。

●松本企画調整課長

前回、教育委員会の定数を変更したのは平成18年で、その後西保育園の閉園による保育士の減、あるいは学校事務職員、給食調理師職員を非常勤職員に変えてきたという経過があり、現在の実数に合わせて変更するという内容である。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

[討 論]

なし

[採 決]

議案第 25 号 掛川市職員定数条例の一部改正について
全会一致にて原案とおりの可決すべし

[11:29 ~11:32]

⑬議案第 26 号 掛川市都市公園条例の一部改正について

[地域支援課、説明 11:29 ~ 11:31]

[質 疑 11:31 ~ 11:32]

○中上禮一委員

これによって障害者等の移動にかなり影響が出てくるのか。

●佐藤地域支援課長

新たに設置する場合、あるいは改造する場合ということである。バリアフリーということなので、それぞれ入り口、あるいは道路、傾斜路等の勾配、段差等、また車椅子が進入した場合の転落防止柵であるとか、トイレとか駐車場等についてもバリアフリーをしていきなさいということである。これは、公園に限らずいろいろ公共施設は、そういう形になっている。

○松井俊二委員長

以上で質疑を終結する。

[討 論]

なし

〔採 決〕

議案第 26 号 掛川市都市公園条例の一部改正について
全会一致にて原案とおりに可決すべし

・閉会中継続調査について [11 : 33～11 : 33]
9項目で了承

2) その他

●行政課長給与費明細書について説明 [11 : 34～11 : 42]

〔質 疑 11 : 42 ～ 11 : 43 〕

○鈴木久男委員

380ページ時間外手当の総支給額が前年度対比で800万円ほど増えているが、職員の適性配置や集中的に業務の重なる等特殊事情もあると思うが、一年間の執行に対する考え方について伺う。

●川隅総務部長

時間外は削減していく方向でいるが、平成25年度は選挙がかなり予定されており、そうしたことも含めて積算している。時間外は職員の健康管理も含めてできるだけチームワークをとって減らしていく努力をしていく。

○松井俊二委員長

以上で委員会を終了する。

3) 閉会 (11 : 45 終了)